2．ヌールッディーン・アダム
NOURREDINE ADAM
（肩書）将軍，治安大臣，「民主的成果の防衛のための特別委員会（ＣＥＤＡＤ）」総局長
（生年月日）1970年（他に考えられる生年月日1969年，1971年，1970年１月１日）
（出生地）中央アフリカ共和国ンドゥレ（Ndele）
（別名）ニュルルディヌ・アダム（Nureldine Adam），ヌルルディヌ・アダム（Nourreldine Adam），ヌルディヌ・アダム（Nourreddine Adam），マハマト・ヌラディヌ・アダム（Mahamat Nouradine Adam）
（国籍）中央アフリカ共和国
（旅券番号）D00001184
（身分登録番号）不明
（住所）中央アフリカ共和国ビラオ（Birao）
（リストへの掲載日）2014年５月９日（改訂日2014年11月４日）
（その他の情報）弟になし

○厚生労働省告示第十四号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）附則第六十三条の規定によりなお従前の例によりされた同法第一条の規定による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医療機器として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十七年一月二十三日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

医療機器の名称	予定される使用目的，効能又は効果	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
HAL医療用　下肢タイプ	緩徐進行性あるいは慢性進行性の神経・筋難病疾患患者を対象として，定期的，間欠的，治療的に装着し筋収縮を助けることで，筋萎縮と筋力低下の進行を抑制する。	CYBERDYNE株式会社 茨城県つくば市学園南二丁目二番地一	平成二十六年十二月十九日
輪部支持型ハードコンタクトレンズ CS-100	重症多形滲出性紅斑（スティーブンス・ジョンソン症候群，中毒性表皮壊死症）の眼後遺症の視力補正及び症状緩和	株式会社サンコンタクトレンズ 京都府京都市中京区麩屋町通夷川上ル笹屋町四百七十五番地	平成二十六年十二月十九日

○農林水産省告示第百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月二十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
神奈川県相模原市緑区澤井字一ノ尾一二六七の三，一二六七の四，一二七九，一二八〇の一，緑区佐野川字大夜追入三二一四のイ，三二一四のロ，三二一五，字大夜追三八一一，三八一七の二，三八一七のイ

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は，定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により，次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月二十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県大沼郡会津美里町東尾岐字烏帽子嶽二六七二の一（次の図に示す部分に限る。），二六七二の二から二六七二の一六まで，二六七二の二九，二六七二の三五，二六七二の五一，字神籠嶽一〇〇八五の一，一〇〇八五の一七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は，定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を福島県庁及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により，次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月二十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県宍粟市山崎町与位字高尾山七九二の一，七九二の五，七九三，七九五，七九六の一，七九六の二，七九七，七九八の一から七九八の一四，七九八の一五，七九九の一から七九九の四まで，八〇〇の一，一宮町千町字奥田谷四六八の一，四六八の二，四六八の四・四六八の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。），四六八の五，四六八の七から四六八の九まで

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は，定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県宍粟市山崎町与位字高尾山七九四，七九九の一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は，定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により，次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月二十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
兵庫県養父市八鹿町八鹿字大森一九六二・一九六二の三・一九六二の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。），一九六二の一二，三宅字早詰二一四の四，大谷字スガマチ二九三の一，字向山二九四の一，尾崎字熊ケ平四〇六の一（次の図に示す部分に限る。），吉井字大池三五，字九鹿林三九，四〇，出合字シヲ谷一の二，字松谷六，七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については，主伐は，択伐による。

字早詰二一四の四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）